

農林水産省からのお知らせ

肥料の生産・輸入業者の皆様へ

肥料の登録の際の手数料が変わります

◆平成18年4月1日以降、

農林水産大臣に新規に登録される場合、

15,000円の登録免許税が課税されます。

(普通肥料の生産・輸入に係る登録と仮登録、外国生産肥料の登録と仮登録が該当します。なお、更新の際は課税されません)

◆また、登録・更新の際に必要な手数料についても改定しております。

登録手数料 現行 37,300円 → 改定 21,100円

更新手数料 現行 8,300円 → 改定 8,100円

◆このため、4月1日以降、新規の登録を申請される方は、

手数料と登録免許税に相当する36,100円分の印紙を申請書にはり付けて頂くこととなります。

(現金での納付も可能です。その際は、次ページのとおり納付した後に発行される領収証書を申請書の最後の頁に貼り付けて下さい。)

◆なお、平成18年3月31日末日時点で既に申請されていて、4月1日以降、登録される肥料についても登録免許税の対象となります。あらためて登録免許税の納付が必要になりますので、申請された(独)農林水産消費安全技術センターからお知らせ致します。

◆詳細につきましては、下記担当あてにお問い合わせ下さい。

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

担当：白垣、加島、小林

TEL：03-3502-8100（内）3123～3125

FAX：03-3580-8592

現金での納付方法について

1. 納付に必要な書類

領収済通知書

3枚綴りの様式です。

1枚目（領収済通知書）に所定の内容を記載して下さい。2枚目、3枚目に複写されます。3枚目（領収証書）が納付時に領収書として、押印されて返却されます。

※領収済通知様式は、最寄りの税務署で入手できます。

記入上の注意（記入する欄は8カ所あります。）

記入力所①	年度	: 申請案件の年度
記入力所②	税目番号	: 221（登録免許税の税目番号）
記入力所③	税務署	: ○○
記入力所④	税務署番号	: ○○○○
記入力所⑤	本税	: ￥15,000（右詰めで記入）
記入力所⑥	合計額	: ￥15,000（右詰めで記入）
記入力所⑦	住所（所在地）	: 申請者の住所
記入力所⑧	氏名（法人名）	: 申請者の氏名（法人名）

2. 納付方法

日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む）又は税務署で納付して下さい。）

3. 提出方法

領収印が入った領収証書（3枚目）を申請書の最後の頁に余白を設けて貼付して提出して下さい。

The image shows a '領収済通知書' (Receipt Confirmation Form) with several fields highlighted by red circles to indicate where to enter information:

- 記入力所①**: 年度 (Year) - 32619
- 記入力所②**: 税目番号 (Tax Item Number) - 221
- 記入力所③**: 税務署 (Tax Office) - 00
- 記入力所④**: 税務署番号 (Tax Office Number) - 0000
- 記入力所⑤**: 本税 (Main Tax) - 15000
- 記入力所⑥**: 合計額 (Total Amount) - 15000
- 記入力所⑦**: 住所（所在地） (Address) - (電話番号) (Phone Number)
- 記入力所⑧**: 氏名（法人名） (Name/Company Name) - (フリガナ) (Romanized Name)

The form also includes sections for '納期等' (Payment Terms), '該当項目に○印を付してください' (Please mark with a circle in the corresponding column), and '領収印' (Receipt Stamp).